

## 韓国はえ縄漁船の拿捕について

平成 28 年 3 月 3 日、水産庁漁業取締船が、韓国はえ縄漁船を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 12 条違反（操業日誌不実記載）の疑いで拿捕しました。

なお、本年の九州漁業調整事務所による外国漁船の拿捕は 2 件目（韓国漁船 1 件）です。

### 1. 事件の概要

3 月 3 日、水産庁漁業取締船「東光丸(とうこうまる)」(2,071 トン) は、鹿児島県鹿児島郡十島村(としまむら) 所在宝島荒木埼(たからしまあらかさき) 灯台の西約 278 キロメートルの我が国排他的経済水域(EEZ)において、我が国農林水産大臣の許可を受けて操業していた韓国はえ縄漁船に立入検査を実施したところ、2 月 26 日から 3 月 3 日までの間に漁獲したアマダイ等の漁獲量を操業日誌に 841 キログラム過小に記載(実際の漁獲量: 4,111 キログラム、操業日誌の記載量: 3,270 キログラム)していたことが判明しました。

このため、「東光丸(とうこうまる)」は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反(操業日誌不実記載)の疑いで 3 月 3 日同船を拿捕(注)しました。

本年の九州漁業調整事務所による外国漁船の拿捕は 2 件目(韓国漁船 1 件目)となります。

1. 被疑者: キム チュンフン(59 歳) 船長

2. 被疑船: ヘヤン

(はえ縄漁船、総トン数: 16 トン、被疑者含む 9 名乗船、船籍港: 済州(チェジュ)市)

3. 違反内容

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 12 条違反(操業日誌不実記載)の疑い

4. 逮捕状況

3 月 3 日午後 10 時 14 分、同船船長を現行犯逮捕

5. 漁業取締船

東光丸(とうこうまる)(2,071 トン、船長: 巽重夫)

(注) 拿捕とは、船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することをいいます。

### 2. 水産庁による外国漁船の拿捕件数の推移(参考)

	韓国	中国	ロシア	台湾	その他	合計
平成 28 年	2(1)	1(1)	0	0	0	3(2)
平成 27 年	6(6)	3(3)	0	3(1)	0	12(10)
平成 26 年	7(7)	5(4)	0	2	0	14(11)
平成 25 年	9(7)	6(6)	0	4	0	19(13)
平成 24 年	5(4)	2(1)	0	4	0	11(5)
平成 23 年	11(7)	0	0	1	0	12(7)
平成 22 年	13(13)	1(1)	0	5(2)	0	19(16)
平成 21 年	12(12)	3(1)	0	2	0	17(13)
平成 20 年	18(17)	2(1)	0	0	0	20(18)
平成 19 年	11(8)	1(1)	0	1	0	13(9)
平成 18 年	8(6)	1(1)	0	1	0	10(7)

(注 1) ( ) 内は、九州漁業調整事務所による拿捕件数の内数

(注 2) 平成 28 年は 1 月 1 日から 3 月 3 日までの件数

<添付資料>

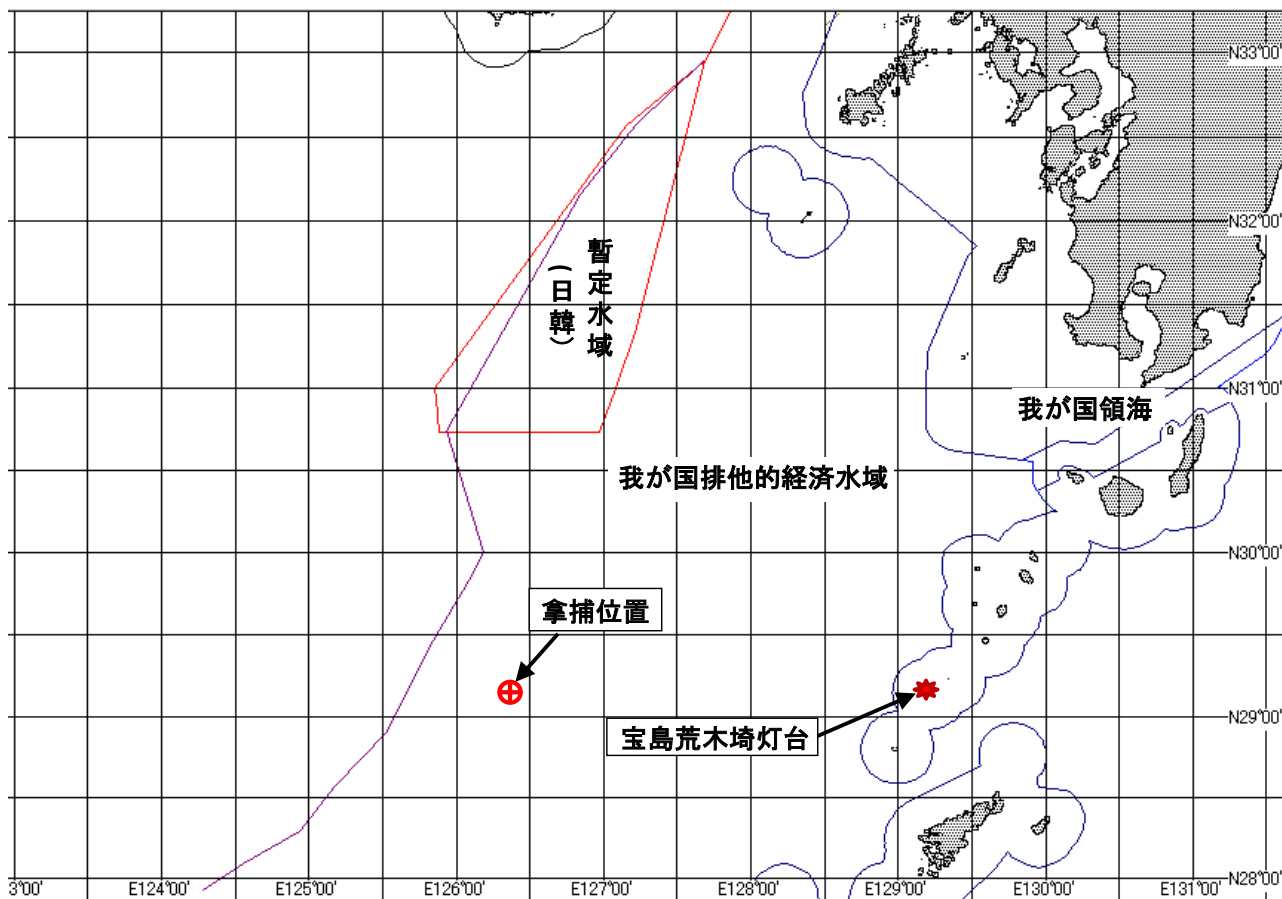
- ・ 別添 1 韓国はえ縄漁船「ヘヤン」拿捕位置概略図
- ・ 別添 2 韓国はえ縄漁船「ヘヤン」写真

お問い合わせ先

水産庁九州漁業調整事務所漁業監督課  
 担当者：佐藤（友）、島尻  
 代表：092-273-2000（内線 6601）  
 ダイヤルイン：092-273-2005  
 FAX：092-262-1930

当資料のホームページ掲載 URL  
<http://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/>

韓国はえ縄漁船「ヘヤン」拿捕位置概略図



## 韓国はえ縄漁船「ヘヤン」写真

韓国はえ縄漁船「ヘヤン」と検査のために移乗する漁業監督官



漁獲されたアマダイ

